

令和5年(あ)第479号

決 定

上記の者に対する準強制わいせつ被告事件について、令和5年3月28日大阪高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護士金沢裕幸及び被告人本人の各上告趣意は、いずれも、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条、386条1項3号、181条1項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和5年 8 月 8 日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 今 崎 幸 彦

裁判官 宇 賀 克 也

裁判官 林 道 晴

裁判官 長 嶺 安 政

裁判官 渡 邊 惠 理 子

これは謄本である。

令和5年8月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 田村 雅 則

